

令和 年度

## 商品であって使用しない軽自動車等について（届出）

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

納 税 義 務 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	法人の代表者氏名			
	古物商許可番号	第 号 (		公安委員会発行)
	担当者		電話番号	

次の車両は、千葉市市税条例第29条に規定する「商品であって使用しない軽自動車等」に該当するので届け出ます。

No.	車両番号 かな		取得年月日			① 取得時の走行距離 km	② 4月1日時点の走行距離 km	②-① km
	車両番号	かな	令和	年	月	日		
1	千葉			令和	年	月	日	km
2	千葉			令和	年	月	日	km
3	千葉			令和	年	月	日	km
4	千葉			令和	年	月	日	km
5	千葉			令和	年	月	日	km
6	千葉			令和	年	月	日	km
7	千葉			令和	年	月	日	km
8	千葉			令和	年	月	日	km
9	千葉			令和	年	月	日	km
10	千葉			令和	年	月	日	km

## (添付書類)

- 古物商許可証の写し
- 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し
- 古物台帳の写し
- 賦課期日（4/1）現在の走行距離がわかる写真
- 取得時の走行距離がわかる書類

(査定書、契約書、車両受領証、走行メーター管理システム検索結果の写し、オークション出品票、申出書)

## 【届出に際しての注意事項】

### 1. 対象となる車両

二輪、三輪、四輪の軽自動車及び二輪の小型自動車で以下の要件をすべて満たすもの

※ 原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です

### 2. 要件

- (1) 販売を目的として取得し、使用していない（公道を走行していない）車両であること  
※ リース車、レンタル車（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用は対象外です
- (2) 所有者及び使用者が同一であり、古物営業の許可を受け、中古軽自動車等を販売することを業とする者の名義であること
- (3) 取得時に車検証の有効期間が残っており、当該有効期間の満了する日が賦課期日以降のもの（二輪の軽自動車は除く）
- (4) 取得時における走行距離と賦課期日（4月1日）における走行距離の差が10km未満であること

### 3. 提出書類

- (1) 課税免除届出書
- (2) 古物商許可証の写し
- (3) 課税免除を届てる車両が記載された古物台帳の写し  
※ 下線等により対象車両がわかるようにしてください
- (4) 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写し  
※ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し又は車検証閲覧アプリにより車検証情報ファイルを印刷したもの
- (5) 取得時の走行距離がわかる書類（査定書、契約書、車両受領証、走行メーター管理システムによる検索結果の写し、オークション出品票、申出書）
- (6) 賦課期日現在の走行距離がわかる写真  
※ 撮影日が客観的に確認できる写真であることが必要になりますので、新聞等の発行日がわかるものと一緒に撮影してください  
※ 自動車検査証の写し又は軽自動車届出済証の写しの裏面に貼付してください

### 4. 届出期間

免除を受けようとする年度の4月1日から4月7日（7日が土、日、祝日の場合は翌開庁日）まで

※ 期間後の受付はできませんのでご注意ください

### 5. 届出方法及び届出先

使用の本拠の位置（定置場）を管轄する市税事務所市民税課へ郵送 ※消印日まで有効

- 東部市税事務所市民税課（管轄：中央区、若葉区、緑区）  
〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1
- 西部市税事務所市民税課（管轄：花見川区、稻毛区、美浜区）  
〒261-8582 千葉市美浜区真砂5-15-1

※ 同じ所有者でも定置場の管轄が異なる場合は、それぞれの届出先に届出が必要です

### 6. その他

- (1) 届出台数が10台を超える場合は、継続用紙を使用してください。
- (2) 地方税法第463条の22の規定により、偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、罰金が科される場合があります。